

# × 野外焼却はダメ!

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されています。

## 罰 則

これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または併科」に処せられます。

## 適正な処理

『煙で窓が開けられない』『洗濯物が汚れる』などごみの野外焼却に関する苦情はあとを絶ちません。ごみは焼却せず、市の収集に出す等適正に処理しましょう。

煙、悪臭による近所迷惑を考えましょう



ぶんちゃん リサちゃん

☎ 環境衛生課 ☎ 32-1598

## あなたの自転車が狙われています!!

カギをかけても盗まれる悲しい現状

宇城署管内での自転車の盗難は

(6月末現在)  
**147件発生!**

平成18年度に比べ33件(28.9%)増加しています。



- 被害にあわない5つのポイント**
- ポイント1 必ずカギをかける
  - ポイント2 ツーロックを励行する (U字ロック・ワイヤー錠など)
  - ポイント3 防犯登録をしておく
  - ポイント4 防犯カメラ・防犯灯などが設置された駐輪場を利用する
  - ポイント5 長時間放置しない

☎ 宇城警察署 ☎ 33-0110  
宇城地区防犯協会 ☎ 33-3421

## 地域の声を警察業務に反映 宇城警察署協議会委員に委嘱



宇城警察署協議会委員の皆さん

宇城警察署協議会は、警察活動を正しく地域に伝え、地域住民から警察署の業務運営のあり方や地域の安全に関する意見、要望などを広く聞くための機関です。警察法の改正により平成13年度から県下各署に設置されています。

今回、宇城警察署において、6月1日付けで9人の方が委嘱され、県公安委員会から委嘱状の交付がありました。委員は、年4回開催される会議で、署長などから警察業務の説明を受け、地域住民の意見をもとに宇城警察署に対して意見・提言などを行います。宇城市内の協議会委員は、次の4人の皆さんです。

- 会 長 堀本英夫さん (松橋町)
- 副会長 泉裕美子さん (松橋町)
- 委 員 吉田三枝さん (三角町)
- 委 員 吉永 修さん (松橋町)

☎ 宇城警察署 ☎ 33-0110

## 平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まります

これまで75歳（一定の障害を有する人は65歳）以上の人は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療の給付を受けていましたが、平成20年4月からは新たに創設される『後期高齢者医療制度』により医療給付を受けることになります。（※国民健康保険や健康保険組合の被保険者ではありません）

この『後期高齢者医療制度』は熊本県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内の全市町村が加入し、運営される保険制度です。

平成20年3月まで  
『老人保健制度』  
被保険者証 + 老人受給者証

保険証もかわります

平成20年4月から  
『後期高齢者制度』  
後期高齢者医療被保険者証

現行老人保健制度	制度名	後期高齢者医療制度
市町村	運営主体	広域連合（県単位の新たな制度）
○75歳以上の方 ○一定の障害を有する65歳以上の方	対象者	同 左
○一般 医療費の1割 ○現役並み所得者 医療費の3割	患者負担割合	同 左
老人保健での保険料はなく、各医療保険制度の保険料を負担します。被用者保険加入者の被扶養者には保険料はありません。	保険料	対象者一人ひとりが保険料を負担します。保険料率については広域連合で決定されます。（全体の医療費の1割が保険料として徴収されます）
	支払い方法	保険料は、原則年金から天引きとなります。（一部、普通徴収あり）

## 前期高齢者医療制度（65歳～74歳）の改正について

- 現在70歳～74歳の方については、医療費の自己負担割合が1割（現役並み所得者は3割）となっていますが、平成20年4月より医療費の自己負担割合が2割（現役並み所得者は3割で据え置き）へと変わります。

自己負担

	平成20年3月まで	平成20年4月から
70歳未満の方	3割	3割
70歳～74歳の方	1割 (現役並み所得者は3割)	2割 (現役並み所得者は3割)

※なお、1割負担から2割負担となる70歳～74歳の低所得者については、自己負担限度額が据え置かれます。

- 65歳以上の退職被保険者については、平成20年4月1日より一般被保険者となります。現在、退職被保険者に該当されている方で、平成20年4月1日までに65歳に達する方の保険証の有効期限が平成20年3月31日となっているのはこのため、平成20年4月1日より一般被保険者証を交付いたします。

平成20年4月1日から、自己負担は以下のように変わります。（一部異なる場合があります。）

年齢	自己負担割合
0歳	2割
就学前	3割
70歳	2割
75歳	1割
(現役並み所得者3割)	

☎ 市民課国保年金係・老人保健係 ☎ 32-1446